

# 倫理綱領

社会福祉法人 宰府福祉会

## 前文

私たち宰府福祉会職員は、すべての障がいのある人が、人間としての尊厳を有し、価値ある存在として平等であることを深く認識し、豊かな人生を自己実現できるように支援することを使命とします。

そのために、私たちは、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現を目指すことを支援する福祉専門職としての自覚に立ち、利用者本位の質の高いサービスの開発と提供に努めます。そして、地域社会や市民が社会福祉に対する理解を深められるよう啓発に努めるとともに、確固たる倫理観をもって、社会全体の福祉向上に関わっていることを認識し、業務を遂行します。

今後、利用者支援をしていくうえで、必要な事項については、より良いものに変更していきながら、ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

## 1. 人間の尊厳

**私たちは、利用者一人ひとりを、かけがえのない存在として尊重し、ともに生きることを目指します。**

日本国憲法の三大原則として、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義が挙げられ、その根拠には個人の尊厳の原理があります。人間が個人として尊重される民主主義の社会では、国民主権のもと、すべての人間の基本的人権が尊重され、平和な国家が築かれます。その中心が個人の尊厳であり、人間の尊厳です。

## 2. 基本的人権

**私たちは、すべての利用者の基本的人権を尊重します。**

基本的人権は、日本国憲法、世界人権宣言等で、何人にも犯すことのできない永久の権利として保障され、すべての人が生まれながらに持っている大切な権利です。利用者に対しては、最大限に自由や平等が尊重される支援を心掛けていきます。

## 3. 利用者サービス

**私たちは、利用者主体のサービス提供を行い、利用者の利益を最優先に考えます。**

利用者の性別、障がい、年齢、性格、行動、その他のいかなる理由によっても差別せず、利用者一人ひとりの個性として捉え、利用者の権利を最優先に考えたサービスを提供していきます。

## 4. 専門的支援

**私たちは、福祉専門職として利用者のニーズに応じて適切な援助ができるように研鑽を重ね、利用者本位のサービスの提供を行います。**

身体、知的、精神、発達障がい児・者等の種別を問わず、福祉に関わる専門職として日々研鑽に努め、利用者のニーズを適正に捉えた個別支援計画に基づく支援を提供していきます。

## 5. 地域貢献

**私たちは、関係機関と連携して、利用者の生活が向上するよう支援するとともに、地域やサービス事業所等とネットワークづくりを進め、地域福祉の向上に努めます。**

利用者の社会参加を積極的に進め、在宅生活支援や日中活動、就労支援等を通し、地域社会の福祉への理解促進と交流を図るとともに、地域福祉の向上に寄与していきます。

平成25年8月